



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長
阿 部 義 宏
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 企業風土改革を含めた事業戦略の一環として、経営環境に迅速に対応し事業年度における経営責任を明確にするために、取締役の定員を 15 名から 10 名に(変更案第 20 条)、任期を 2 年から 1 年に(変更案第 22 条)変更し、あわせて経営と業務執行の責任所在を更に明確に分離することを企図した執行役員の規定を新設(変更案第 26 条)するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等所要の変更を行うものであります。
また、経過的な措置として、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過するまで株券喪失登録簿を備え置かなければならないことから、所要の附則を新設するものであります。
なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。
- (3) 以上の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

- | | | |
|-------|--------------------|-----------------------|
| 3. 日程 | 定款変更を付議する株主総会開催予定日 | 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) |
| | 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日) |

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 6 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (現行どおり)</p>
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 ① 当社の普通株式および乙種優先株式の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><u>② 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下単元未満株式という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の普通株式および乙種優先株式の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. <u>第 12 条</u>に定める請求をする権利 (株券の種類)</p> <p><u>第 11 条</u> <u>当社の株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 13 条</u> ① 当社は、株主名簿管理人をおく。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p><u>第 14 条</u>～<u>第 21 条</u> (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 21 条</u>の 2 ① <u>第 17 条、第 19 条</u>ないし<u>第 21 条</u>の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p>4. <u>第 10 条</u>に定める請求をする権利</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 10 条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> ① 当社は、株主名簿管理人をおく。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p><u>第 12 条</u>～<u>第 19 条</u> (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 19 条</u>の 2 ① <u>第 15 条、第 17 条</u>ないし<u>第 19 条</u>の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 第 16 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>③ 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>④ 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(定員) 第 22 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第 24 条 ① 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (条文省略)</p> <p>(代表取締役) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第 26 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から<u>取締役相談役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>② 第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>③ 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>④ 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(定員) 第 20 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 22 条 ① 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役および顧問)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(相談役および顧問)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 26 条 ① 取締役会は、その決議によって、<u>業務執行を担わせるため、執行役員を選任することができる。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>執行役員の中から、執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員(以下あわせて「役付執行役員」という。)を定めることができる。役付執行役員の選任方法の詳細は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>③ 執行役員に関する事項は、本定款のほか執行役員規程による。</p> <p>第 27 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>